



岐阜市長 細江茂光様

岐阜市行政第359号
平成24年2月20日

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長幅

隆彦
岐阜市情報公開・個人
情報保護審査会会長印

保有個人情報開示請求に対する承諾処分及び一部承諾処分
に関する不服申立てについて（答申）

平成23年8月8日付け岐阜市行政第110号で諮問のあった岐阜市長が行った
承諾処分及び一部承諾処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規係

答 申

第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が行った平成23年7月25日付け岐阜市行政第97-1号による保有個人情報開示請求に対する承諾処分及び同日付け岐阜市行政第97-2号による保有個人情報開示請求に対する一部開示承諾処分は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

実施機関が平成23年7月25日付け岐阜市行政第97-1号による承諾処分及び同日付け岐阜市行政第97-2号による一部承諾処分により開示又は一部開示された公文書の内容は、虚偽や誤りが多数存在する。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する異議申立ての理由の要旨は、異議申立書及び口頭での陳述によれば、次のとおりである。

（1）開示又は一部開示された公文書の内容は、虚偽や誤りが多数存在する。

（2）実施機関は、公文書の内容の誤りを認め、真摯に対応すべきである。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での陳述によれば、次のとおりである。

（1）処分について

平成23年7月25日付け岐阜市行政第97-1号による承諾処分及び同日付け岐阜市行政第97-2号による一部承諾処分は、開示請求のあった内容に該当すると考えられる公文書を岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）に則って行ったもので、適法な処分である。

（2）公文書の内容について

公文書の内容に虚偽や誤りがあることについては、条例に基づく保有個人情報開示決定に係る異議申立て事項ではない。

その他に、異議申立人は、理由として「書類内において、時効とあるが時効はない。以前において、評価証明を出しているのに、無いって？地番もちがう。町名地番変更の責任は？」と述べているが、事案及び書類の内容に関わる指摘事項であって、当該処分に対する判断には関係のない事項である。

第4 当審査会の判断

1 決定について

平成23年7月25日付け岐阜市行政第97-1号による承諾処分により開示された公文書については、全部開示されている。

また、同日付け岐阜市行政第97-2号による一部承諾処分により一部開示された公文書において非開示とした個人の氏名は、開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別されうるものうち通常他人に知られたくないと認められるもので、条例第17条第1項第2号の規定に該当するため、当該一部承諾処分とされたもので、これらの処分は妥当なものと認められる。

なお、これらの処分について、異議申立人は不服はない旨を陳述しており、争いはない。

2 公文書の内容について

この点について、異議申立人は、開示又は一部開示された公文書の内容に虚偽や誤りが多数あると主張する。

しかし、当該公文書の内容に虚偽や誤りがある旨の指摘については、条例に基づく保有個人情報の開示決定に係る事項ではない。

したがって、当審査会における審査の対象とはならない。

3 上記の理由により、第1のとおり判断する。

第5 審査会の審査経緯等

平成23年	7月11日	保有個人情報開示請求
	7月25日	実施機関の承諾処分及び一部承諾処分
	7月26日	異議申立て
	8月8日	諮詢
	8月11日	実施機関に陳述書の提出依頼
	9月8日	陳述書提出
	9月9日	異議申立て人に陳述書の写しを送付
平成24年	1月24日	審査会開催。異議申立て人及び実施機関から意見聴取
	2月20日	審査会開催。答申